

平成 24 年 4 月 10 日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 清 水 巖 様

一般社団法人 全国警備業協会
会長 木 村 昌 平



「消費者契約に関するガイドライン」に関する申入書への回答書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 24 年 3 月 16 日付けにて、貴法人より、弊協会が制定している「消費者契約に関するガイドライン」（平成 20 年 9 月 30 日改訂版）の改定に関して申入書をいただきましたが、本件に関して、下記のとおりご回答いたします。

敬 具

記

■申し入れ事項

貴法人の申入書の趣旨は、弊協会が制定している「消費者契約に関するガイドライン」の第 8 条⑥・⑦・⑧を、平成 21 年 12 月 1 日施行の改正特定商取引法の第 10 条及び第 25 条に適合するよう改定し、弊協会の傘下の警備会社にも改正特定商取引法及び規制の内容を周知・徹底するようにとの申し入れでした。

■対応状況について

弊協会では、平成 21 年 12 月 1 日の改正特定商取引法の施行を受け、「特定商取引に関する法律」の遵守に関する手引き」と題する冊子を作成し、全国の弊協会傘下の全ての警備会社（現在約 7 0 0 0 社。以下、加盟員）に発刊している「セキュリティ・タイム」9 月号（vol. 380、平成 22 年 9 月 25 日発刊）で「改正「特定商取引法」施行に伴う全警協の対応状況―特商法の遵守に関する手引きを全加盟員に配布―」と題した特集記事を掲載し、その付録として配布しました。本手引きでは、今回ご指摘をいただいております改正特定商取引法の第 10 条及び第 25 条に沿った内容としております。本手引き第 6 項（解約金、損害金の請求）をご参照ください。

■ 今後の対応について

弊協会のホームページには、「消費者契約に関するガイドライン」は掲載しておりますが、「特定商取引に関する法律」の遵守に関する手引き」は、掲載しておりませんので、弊協会のホームページに、「特定商取引に関する法律」の遵守に関する手引き」も掲載し、加盟員への周知、徹底を図って参ります。

以上